自動車整備事業者憲章

われわれ自動車整備事業者は、常に自動車会社における整備事業の公共性と責務の重大性を認識し、次の信念と意識をもって事業経営を行い、顧客及び社会に対する責任を果たします。

1. 公平誠実な応接

すべての顧客に対して公平と誠実をもって応接し、仕事に対して責任 を持ちます。

2. 公正明朗な取引

すべての作業と使用部品の内容を明示し、適正な料金で取引します。

3. 優秀なサービスの提供

絶えず整備技術の練磨に努め、常に最高のサービスを提供します。

4. 正確な知識の提供

自動車の構造、作用及び関係法令に関する正確な知識を提供し、整備販売に関するあらゆる相談に応じます。

5. 自然環境の保全

自動車の安全、公害防止を通して、自然環境の保全に努めます。

6. 誇りと遵法の徹底

整備事業について誇りと自信を持ち、経営のあらゆる面で遵法に徹します。

7. 豊かな社会づくりへの奉仕

常に新しい社会との調和をはかり、省資源・無公害・安全を求め、より豊かで健全な自動車社会の建設に奉仕します。

一般日本自動車整備振興会連合会